

令和元年11月20日 開会

令和元年11月20日 閉会

# 佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

## 目

## 次

11月定例会会期及び議事日程	2	園田邦広議員	15
11月定例会付議事件	3	牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	15
		園田邦広議員	16
△ 11月20日(水)		牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	16
出欠議員氏名	5	横尾俊彦広域連合長	16
地方自治法第121条による出席者	5	園田邦広議員	16
開 会	6	討 論	16
議席の指定	6	採 決	16
議長選挙	6	追加議案上程・提案理由説明・質疑・討	
嘉村弘和議長(就任あいさつ)	6	論・採決	17
会期の決定	6	議決事件の字句及び数字等の整理	17
諸報告	6	閉 会	18
会議録署名議員の指名	7		
議会運営委員会委員の辞任	7	(資料)	
議会運営委員会委員の補欠選任	7	議席表(「議席の指定」の際配布)	21
休 憩	7	一般質問項目表	22
出欠議員氏名	8		
地方自治法第121条による出席者	8		
再 開	9		
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	9		
議案上程	9		
提案理由説明	9		
横尾俊彦広域連合長	9		
議案に対する質疑	10		
広域連合一般に対する質問	11		
園田邦広議員	11		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	11		
園田邦広議員	13		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	13		
園田邦広議員	14		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	14		
園田邦広議員	14		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	15		
園田邦広議員	15		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	15		
園田邦広議員	15		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	15		
園田邦広議員	15		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	15		
園田邦広議員	15		
牧瀬稔子事務局長兼会計管理者	15		

# 11 月 定 例 会

◎ 会 期 1 日 間

## 議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	11月20日	水	午前10時開会 議席の指定 議長選挙 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 議会運営委員会委員の辞任 議会運営委員会委員の補欠選任 休憩（議会運営委員会） 議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討 論 採 決 閉 会

◎ 11月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第9号議案 平成30年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第10号議案 平成30年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第11号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第12号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 第14号議案 専決処分について（令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 第15号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

△ 選挙・選任等

- 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について
- 議会運営委員会委員の辞任について
- 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 議決事件の字句及び数字等の整理について

令和元年11月20日（水）

令和元年11月20日（水）

午前10時00分

開会

出席議員

1. 坂口久信	2. 溝口誠	3. 片渕栄二郎
4. 三苫紀美子	5. 武村妃呂子	7. 中山昭和
8. 園田邦広	9. 中山五雄	10. 松石健児
11. 馬場茂	12. 宮島清	13. 諸上栄大
14. 市丸典夫	15. 松田義太	16. 牟田勝浩
17. 前田邦幸	18. 山本茂雄	19. 中川原豊志
20. 青木茂	21. 池田正弘	22. 嘉村弘和

欠席議員

6. 松尾文則		
---------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	末安伸之	監査委員	力久剛
事務局長兼会計管理者	牧瀬稔子	副事務局長兼総務課長	宮原信
業務課長	吉田一成		

◎ 開 会

○片渕栄二郎副議長

おはようございます。副議長の片渕栄二郎でございます。

当連合議会構成市町議会の選出議員の変更により、現在、議長が不在となっておりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法の規定により、私が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

ただいまから佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

○片渕栄二郎副議長

この際、議席の指定を行います。

議席は、会議規則の規定により、お手元に配付している議席表のとおり指定します。

◎ 議長選挙

○片渕栄二郎副議長

これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に嘉村弘和議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました嘉村弘和議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました嘉村弘和議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

嘉村弘和議員に会議規則の規定により、議長当

選を告知します。

それでは、嘉村弘和議員、登壇の上、議長就任の挨拶をお願いします。

○嘉村弘和議長

改めまして、おはようございます。これより一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま議員の皆様のご御理解によりまして、議長に御推挙いただきました佐賀市議会の嘉村弘和でございます。私はもとより微力ではございますが、議長といたしまして議会の円滑な運営に全力を挙げて取り組むとともに、財政厳しい昨今ではございますが、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けることができるように持続可能な後期高齢者医療制度の構築に引き続き皆様とともに最善を尽くしていきたいと考えております。

何とぞ皆様のご御指導、御協力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、簡単粗辞でございますけれども、議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくごお願い申し上げます。

○片渕栄二郎副議長

議長が決定しましたので、議長と交代します。

〔議長交代〕

◎ 会期の決定

○嘉村弘和議長

これより議長の職務を務めます。よろしくご願います。

それでは、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期を本日1日間とすることに決定しました。

本定例会の議事は、お手元に配付しております日程表のとおり進めます。

◎ 諸報告

○嘉村弘和議長

次に、日程により、諸報告を行います。

報告の内容につきましては、配付している報告第2号のとおりです。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成31年2月22日から令和元年10月30日までに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

- 2月22日 平成30年度定期監査の結果報告書  
（平成29年12月1日～平成30年11月30日執行分）
- 2月22日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成30年度1月分）
- 3月27日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成30年度2月分）
- 4月26日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成30年度3月分）
- 5月29日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成30・31年度4月分）
- 6月26日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成30年度・令和元年度5月分）
- 7月30日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の令和元年度6月分）
- 9月5日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の令和元年度7月分）
- 9月30日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の令和元年度8月分）
- 10月30日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の令和元年度9月分）

◎ 会議録署名議員の指名

○嘉村弘和議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において、牟田勝浩議員及び前田邦幸議員を指名します。

◎ 議会運営委員会委員の辞任

○嘉村弘和議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の辞任の件を議題とします。

本日、山本茂雄議員、前田邦幸議員、中山昭和議員、三苫紀美子議員、以上4名の議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。山本茂雄議員、前田邦幸議員、中山昭和議員、三苫紀美子議員、以上4名の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、4名の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

◎ 議会運営委員会委員の補欠選任

○嘉村弘和議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員に、委員会条例の規定により、議長において、青木茂議員、牟田勝浩議員、市丸典夫議員、松尾文則議員、武村妃呂子議員、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

これより正副委員長互選のため、議会運営委員会を開催しますので、しばらく休憩します。

午前10時8分 休憩



令和元年11月20日（水）

午前10時20分

再開

出席議員

1. 坂口 久信	2. 溝口 誠	3. 片渕 栄二郎
4. 三苫 紀美子	5. 武村 妃呂子	7. 中山 昭和
8. 園田 邦広	9. 中山 五雄	10. 松石 健児
11. 馬場 茂	12. 宮島 清	13. 諸上 栄大
14. 市丸 典夫	15. 松田 義太	16. 牟田 勝浩
17. 前田 邦幸	18. 山本 茂雄	19. 中川原 豊志
20. 青木 茂	21. 池田 正弘	22. 嘉村 弘和

欠席議員

6. 松尾 文則		
----------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾 俊彦	副広域連合長	秀島 敏行
副広域連合長	末安 伸之	監査委員	力久 剛
事務局長兼会計管理者	牧瀬 稔子	副事務局長兼総務課長	宮原 信
業務課長	吉田 一成		

○嘉村弘和議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○嘉村弘和議長

この際、正副委員長の互選結果を報告します。

議会運営委員会委員長中川原豊志議員、副委員長牟田勝浩議員、以上のとおりです。

◎ 議案上程

○嘉村弘和議長

次に、日程により、第9号議案 平成30年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、第10号議案 平成30年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、第11号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、第12号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、第13号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、第14号議案 専決処分について（令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））、以上の6件を一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

○嘉村弘和議長

広域連合長からの提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。

それでは、提案理由説明を行います。

本日、令和元年11月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、まずは後期高齢者医療制度にかかわる近況を御報告の上、今議会に提案いたしております諸議案につきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、ことし8月の前線に伴います大雨は、大雨特別警報の豪雨となり、佐賀県内も被災をし、特に武雄市、大町町、そして多久市では、甚大な被害を受けました。

今回の豪雨災害につきましては、県内はもとより、県外の自治体からさまざまな御支援をいただき、また、多数のボランティアの方々から御協力

を頂戴しましたことに対し、この場をおかりし、衷心より厚く御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましても、被災された被保険者の方々への支援といたしまして、保険料や医療機関の窓口におきます一部負担金の減免などに、市町の後期高齢者医療担当課と連携して取り組んでいるところでございます。

今後も関係各位の御支援を賜りながら、被災自治体の日も早い復興を目指し、広域連合として県内各市町への所要の支援を考えているところでございますので、何とぞお集まりの議員各位のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

さて、先月10月18日に国から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に関する「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」の第2版が示されました。国は来年度からこの一体的な実施を進めていくに当たり、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じた細かな対応を行うため、広域連合、市町村、都道府県、国民健康保険団体連合会、医療機関など、さまざまな関係機関が連携して取り組んでいくものとされているところです。

当広域連合におきましても、来年度からこの一体的な実施に係る事業展開に向けて、まずは県内市町へ組織体制の確立を要請し、その後には市町で、どの部署が中心となってこの一体的な実施を行っていくかなど、各市町の関係部署での協議、調整がなされていることと思います。

今後は、ガイドラインをもとに、広域連合と県内市町が本格的な施行に向けて、取り組み内容を協議し、さらに基本的な方針を定め、来年度以降広域連合と市町が委託契約を締結して事業を進めていくこととなります。

また、この高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費につきましては、国から特別調整交付金で支援いただくこととなりますが、その一方で、現場で対応いただく保健師などの医療専門職の確保が全国でも大きな課題として認識されております。

これらの課題に対しましては、全国協議会から

も先日、厚生労働大臣に対し、要望活動を行っており、また、国が主催する社会保障審議会医療保険部会において、引き続き、委員として参画させていただいておりますので、国や関係機関に対し、地方の実情などを踏まえ、意見を申し上げてまいる所存でございます。

それでは、提案いたしております議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第9号議案は、「平成30年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」の認定をいただきたく、提案いたすものでございます。

その決算額は、歳入が1億8,391万6,610円、歳出が1億7,768万9,272円であり、歳入歳出差引額622万7,338円は翌年度へ繰り越ししております。

歳入の主なものは、市町負担金と前年度繰越金です。歳出の主なものは、広域連合の運営に要した派遣職員給与等負担金や事務所使用料となっております。

次に、第10号議案は、「平成30年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の認定をいただきたく、提案いたすものでございます。

その決算額は、歳入が1,293億5,425万4,626円、歳出が1,260億766万5,312円であり、歳入歳出差引額33億4,658万9,314円は翌年度へ繰り越しをしております。

歳入の主なものは、医療給付費に係る市町や国・県の負担金及び現役世代から支援される後期高齢者交付金などです。

歳出の主なものは、療養給付費や高額療養費等の2款保険給付費でございます。

なお、決算議案に関しましては、「主要な施策の成果を説明する書類」及び監査委員の「決算審査意見書」を添付いたしております。

次に、第11号議案の「令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正の額は、622万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,599万6,000円といたしております。

歳入につきましては、平成30年度剰余金の確定による繰越金を、また、歳出につきましては、繰越金を財源とした予備費を計上いたしております。

次に、第12号議案の「令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

補正の額は、26億2,642万2,000円の増額とし、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,287億968万2,000円といたしております。

歳入につきましては、平成30年度の療養給付費市町負担金確定に伴う追加納付分としての市町支出金や保険料等に係る剰余金を繰越金として計上いたしております。

また、歳出につきましては、繰越金等を財源として、後期高齢者医療給付費準備基金へ積み立てるとともに、国庫負担金などの額の確定に伴う返還金を計上した諸支出金及び予備費の増額を行っているところであります。

次に、第13号議案の「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」でございますが、地方自治法第290条の規定により、当広域連合議会の議決を要するものでございます。

最後に、第14号議案の「専決処分について」でございます。

第14号議案の「令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、平成30年度支払基金交付金の確定に伴う超過額の返還金につきまして、その納付期限が9月30日でありましたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行っておりますので、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○嘉村弘和議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○嘉村弘和議長

次に、日程により、議案に対する質疑に入ります。

これまでに通告はありませんので、これをもって質疑は終了します。

◎ 広域連合一般に対する質問

○嘉村弘和議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始します。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

○園田邦広議員

皆さんこんにちは。みやき町の園田邦広でございます。ただいまより一般質問を行います。

質問項目は、後期高齢者医療費の不正受給についてであります。

この件につきましては、11月12日にここで勉強会ということがありました。その日には、私は全国議長会のほうに出席をしておりましたので、この勉強会には出席することができませんでしたので、きょうの一般質問ということをお願いしたところであります。執行部におかれましては、わかりやすく簡潔に答弁方よろしくお願いいたします。

それでは、質問を行います。

佐賀県の後期高齢者数は、制度発足以来、平成20年4月末は10万7,984人であったが、平成30年10月では12万3,384人と、年々増加傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に地域別将来推計人口を発表されていますが、それによると、今後、全国的に我が国の総人口は減少する一方で、いわゆる団塊世代の制度への加入等により被保険者数は年々増加し、過去にない高い高齢化率となるのは明らかであると指摘をしております。

一方で、佐賀県の被保険者1人当たりの医療費はここ数年伸び続け、全国でも上位を占めており、医療費の適正化に取り組まなければならない時期に、今回のこのような事案はあってはならないこととあります。私は大変驚いているところであります。

2019年10月2日の佐賀新聞で、佐賀市の2鍼灸

院が医療費を不正に請求し、合計で341万5,236円を受給したと報道がっております。これは佐賀市の分も含まれている金額でございます。

そこで、このことについて、3点についてお問い合わせいたします。

1つ目、不正があった時期は、1事業者は2014年3月から2018年11月まで、もう1事業者は2017年5月から2018年6月までとなっている。広域連合が不正を把握したのはいつか。なぜ今の時期に報道されたのか。また、発覚後、速やかに議会を招集し、報告をしなかったのか。

2つ目、報道では前段で両鍼灸院とも医師の同意を得ずに施術を行ったとある。後段では、療養費申請の審査で、医師の同意書とレセプト、いわゆる診療報酬明細書に記された病名が異なっていたところから不正が判明したとなっている。医師が同意書を出していないのに、なぜ同意書があるのか。

3つ目、事案の対応であります。1つ目、不正受給の返還はどうなったのか。2つ目、被害届の提出について、佐賀市は被害届の提出を警察に相談しているとなっていたが、広域連合はなぜ被害届を出さないのか。3つ目、今後の2事業者に対しペナルティー等は考えているのか。

以上、質問をいたします。

○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者

おはようございます。

療養費不正受給についての園田議員の大きく3項目、6点につきましてお答えいたします。

1点目、不正を把握した時期でございます。当広域連合が不正の疑いがあるという情報を得たのは、平成31年1月28日で、不正を確定させ、不正への対応を決定しましたのが令和元年9月24日でございます。

まず、佐賀市保険年金課が国民健康保険におきまして、平成30年10月診療分の療養費支給申請書の審査の際、施術所から提出されました同意書に記載された病名がレセプトの傷病名に記載されていなかったことから、疑義が生じたとのこと。そこで、診察した医師に確認し、同意していない旨の回答を受け、不正請求の疑いを強くされたと

伺っております。

後期高齢者医療制度におきましても、同様な療養費支給があるため、佐賀市保険年金課から当広域連合に情報提供とともに調査協力依頼があったものでございます。

その後、慎重な調査のもと、不正であると確定し、対応決定ができましたのが令和元年9月24日でございます。

2点目、なぜ今の時期に報道されたかについてでございます。

平成31年1月に情報を得た後に、該当する療養費支給申請書474件を一件一件調査、確認し、レセプト情報と突合、点検を行い、再同意を行った医療機関11カ所への調査や被保険者宅を訪問し、被保険者に聞き取りを行うなど、慎重に調査を重ねてまいりました。

また、今回の事案の対応におきましても、手続に瑕疵がないように弁護士へ相談し、助言を求めたところでございます。

随時、佐賀市保険年金課と連携し、慎重に精査を行った結果、最終的な方針を決定し、先月、10月1日にプレスリリースを行い、10月2日付の新聞報道となったものでございます。

3点目、議会への報告についてでございます。

施術所等への不正請求抑止の観点から、まずは早急にプレスリリースを行うべきと判断させていただきました。

10月1日にプレスリリースの前、9月30日に議長及び副議長へ御説明をさせていただきました。

全議員への文書をお送りさせていただく旨の了承を得ました後、直ちに議員の皆様へ「はり、きゅうの施術に係る療養費の不正請求について」、この文書をお送りさせていただきました。

また、先週11月12日の今議会定例会の議案勉強会におきましても、事案への対応など改めて御説明をさせていただいたところでございます。

したがいまして、今回の事案につきましては、以上のような対応をとらせていただきましたので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

4点目、医師の同意書についてでございます。

最初に、医師の同意について御説明させていた

できます。

はり・きゅうの施術にかかわる療養費の受給につきましては、初回は医師の書面による同意書が必要でございます。今回の2施術所も、最初の医師の同意はございます。また、内容についても不正なものはありませんでした。

施術を継続するためには、3カ月ごとに書面または口頭で医師の再同意を得る必要がございます。しかし、2施術所は医師の再同意を得ず、療養費申請書に架空の再同意日を記入して申請を行っていたものでございます。

なお、平成30年10月から制度が改正され、医師の同意期間終了後に引き続き施術が必要な場合は医師の診断を受けた上で、改めて同意書の交付を受け、療養費支給申請書に同意書の原本を添付するようになっております。

5点目、返還についてでございます。

返還金の請求につきましては、10月末を納期限とし、10月4日に各施術所に対しまして、はり・きゅうの施術にかかわる療養費返還額決定通知書とともに納付書を発送しております。

1施術所は10月7日に全額返還がなされました。もう一方の施術所は期限までに納付がなかったため、11月5日付で督促状を発送し、再度の返還金の請求を行っているところでございます。

6点目、被害届についてでございます。

佐賀市保険年金課の警察への相談につきましては、別の案件で警察に相談に行かれた際に、あわせて今回の療養費の不正受給についても相談されていると伺っております。なお、現時点では被害届は出されておられません。

当広域連合でも返還に応じられない場合は法的措置も考えておりますが、何より返還していただけるように力を注いでまいります。

また、ペナルティーについてでございますが、現段階では返還をしていただくということになりますし、この制度が変わりましたので、例えば、代理受領権、そういうものの停止を5年間するとか、そういうことはできませんので、今の状況で行いたいと考えております。

以上でございます。

○園田邦広議員

ありがとうございました。

そしたら、順を追ってもう一度質問をしてみたいです。

問題は、同意書とレセプトの病名が一致しなかったとか、書かれていなかったとかいうことだったろうと思いますが、9月30日に広域連合から私どもに書類を送付されていますね。それが、私には10月1日に届きました。そして、内容を見たわけですが、10月2日に佐賀新聞でこのことが報道されたわけですね。なぜこういった書類を私たちがもらった後にすぐ報道があったのかということ、私は非常に懸念しておるわけです。1つは、私はこれはマスコミから嗅ぎつけられたというようなことで、執行部は慌てて私どもに書類を送って、そして、その後報道をされた。つじつまが合うようなことをされたのではないかというふうに私は思っております。議会が何も知らんで報道が先にあったらそれは困るというようなことから、こういったことが働いたのではないかなというふうに思っております。これが1つ。

そうすると、今言った9月30日の内容を見ますと、3の経緯等についての中ではありますが、同意書に記載された病名がレセプトの傷病名に記載されていないことから疑義が生じたという文言になっておるわけですね。そこで、同意書記載の病名について、現に診察した医師に確認したところ同意していない旨があったということですよ。同意書というのは医師が発行するわけでしょう。医師はここでは知らないとはっきり書かれておるんですよ。それが同意書があったと。同意書に記載された病名がレセプトと合っていないかということですよ。なぜ同意書があるんですか。どこから出てきた同意書ですか。医師は出していないと言っているんですよ。同意書があるとすれば、この同意書は誰かが偽造をして、レセプトと合わせられるようなことの操作をしたのではないかというふうに私は思うわけですね。この点、どうなっておるのか、もう一回お尋ねをいたします。

それと、こういった事件は今回が初めてじゃな

いわけですね。でしょう。私は一昨年からこの連合議会議員ということになっております。それ以前のうちの連合議会議員がうちの定例会で後期高齢者医療制度の中で質問をされておりますが、平成27年にもあっておりますね。それと29年にも同じことがあっておるわけでしょう。これも9月30日の書類の中で、4、その他の中の2項の中で、平成29年度のはり・きゅう利用助成制度での不正請求事案の発生を受けと。そして、市内の指定鍼灸院に書類でもって誓約書を提出させたということになっておるんですよ。ですから、同じような事案が2回、3回というように発生をしております。

私は、これはなぜかといいますと、やっぱりそういった事案に対しての対応がしっかりとできていなかったというふうに思うわけですね。こういった事件が起こりますと、第三者委員会というものを設置して、そこでしっかりと調査をして、そして、今後の対応、そういったものを決めていくというようなことがされております。今、この広域連合ではそういった設置はされておりますか。また、今言いました平成27年度、29年度、今回についても、そういったものを設置しながら、何といたしますか、議論をされたのかですね。一問一答ですから、そこを今3点お尋ねをしました。答えてください。

○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者

それでは、随時お答えさせていただきます。

まず、マスコミから嗅ぎつけられて報道したのではないかという点でございますが、それはございません。こちらのほうとしましては、先ほど答弁させていただきましたように、まず1点1点精査をさせていただきますして、内容を確定させるのにかなりの時間を要しております。その確定後、正式にこちらの方針を決定させていただきました後、速やかに議長、副議長に報告をさせていただいて、その後、速やかに議員の皆様へ文書を送付させていただきました。それと同時に、もちろんプレスリリースも早急にさせていただいたところでございます。それが1点目でございます。

なぜ同意書がという点ですが、先ほどの医師の

レセプトの病名と、今回の同意書の傷病名ですね、その違いにつきましては、これは済みませんが、佐賀市で発覚したときの案件でございますので、その詳細については、こちらのほうではお答えを控えさせていただきたいと思っております。

なぜ同意書があるのか、不正な同意書をつくられたのではないかということもお尋ねになられたと思いますが、まず1回目は必ず同意書が必要でございます。ただ、今までの平成30年10月以前は、1回目の正式な同意書のもと、その後の継続には必ずしも正式な同意書がなくてもいいということでしたので、そこが何というんですかね、請求書には同意があった日にちとか、再同意を受けた日とかを記載するだけでいいということになっておりますので、そこで不正が行われたと考えております。

次に、平成27年と29年の不正についてです。

まず先に、平成29年の助成金、この不正は、済みませんが、後期高齢者医療、こちらの制度では発生しておりません。こちらの広域連合で発生した事案でございますが、これは平成27年度に不正請求事案が発生しております。

それと、その後のこちらの対応、そちらについて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、例えば回数で、療養費を受けた回数とかの不備がないかどうか、その観点から、施術所の不正請求抑止のためということで、被保険者の方へ医療費の通知ということで年3回出しております。また、療養費の支給決定通知書というのを毎月送付しておりますので、そこでもしふぐあいがございますたらそこで案件の発生を防ぐことができるかなと考えております。

それから、今回の場合もそうなんです、前回の平成27年度の際も全施術所に対しまして通知を行っているところでございます。これで施術所に対しましては襟を正していただけるのではないかと考えているところでございます。

また、今回の案件につきましては、20市町の担当者課長会議がございますので、その際にこの案件を説明いたしまして、20市町の、特に国保と後期高齢者医療、こちらの両方の担当者と連携して、

今後もそういう不正案件がないように、連携していけるように課長会で提案しているところでございます。

また、この療養費申請書の審査を行っていただいているのが佐賀県国民健康保険団体連合会でございます。これは通称国保連合会と申しますが、こちらのほうの審査もなかなか細かい審査は難しいということを聞いておりますが、今後もさらに丁寧な審査を行っていただくようお願いをしているところでございます。

それから、先ほどの審査会の設置等についてでございますが、今、あんま・はり・きゅうの審査会の設置は、なるべくなら設置をしていただけるように、佐賀県国民健康保険団体連合会をお願いをしているところではございます。もちろん他県で既に設置されているところもございまして、佐賀県のほうでは審査基準が明確でない。まだ曖昧な点が多いということで、このため、設置する意義が今のところ認められないので、まだ設置には至っていないということで伺っております。

この審査基準につきましては、国のほうにも明確化をしていただけるように提案というか、要望を今も行っているところでございます。

以上でございます。

**○園田邦広議員**

同意書の関係ですが、当初の同意書があればいいというようなことですが、これは3カ月ごとに同意書をいただくということにはなっていないのですか。

**○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者**

平成30年10月に制度が変わるまでは同意書を新たにもらう必要は特にないという規定になっております。

以上でございます。

**○園田邦広議員**

わかりました。

そうすると、9月30日の4のその他の項で、平成29年度に不正請求があったということには関係ないということですが、どこに関係あるんですか。これはこの広域連合の書類ですよ。ここに記載されておるといのは、広域連合に関係あ

るから連絡をしたということでしょうもん。

**○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者**

濟みません、ここで一団体を挙げるのもどうかと思いますが、その事案は佐賀市の助成制度でございます。

**○園田邦広議員**

うちに関係ないものを記載されておりますので、こんがらがってしまっております。

先ほどから私が言いますように、やっぱり部外からの方を招いて、そういった不正があった、また、広域連合に不利益を与えたというようなことがあるならば、その委員会を設置して速やかに調査をするべきでしょうもん。私はこの件が新聞に出て、町民の皆さんから何回か電話をいただきました。我々は、国保にしる何にしる、高い保険料を払いよると。そして、年金は減りよるというようなことで、非常に生活が苦しい中で、こういった不正を働かれては我々はどがんすっとかいというようなことを電話でいただきますよ。ですから、私はあえてここで質問をさせてもらっております。今までこういった質問があったかどうかは知りません。やっぱりそういったことがないように、2回、3回と繰り返さないようにそういったものを設置して、しっかりと審議をしていただきたいと思っております。

書類でもって今後ないようにというような、そういった対応では、私は甘いと言わざるを得ません。やっぱり厳しい態度でしておかないと、二度、三度、これからも出てきますよ、書類だけでもですね。そういったことをしっかりと広域連合はやっておりますということをやっぴりマスコミの方々にPRをして、そして、一般の方にそういったものを見てもらうというような広報でも出しながらしてもらわないと、やっぱり県民は納得しませんよ。私はそう思います。

**○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者**

まず、この療養費の制度でございますが、これは佐賀県に限ったことではございませんで、やはり国のほうとしてもこの制度には少し甘い点があるということで、受領委任制度を導入されております。それから指導監督というのを佐賀でいいま

すと九州厚生局と佐賀県、佐賀県庁のほうですね、そちらのほう为指导監督をする権限を持たれまして、またルールについても今後も厳しくなっていくんではないかと考えておりますし、そうなるように国のほうにも今後とも要望してまいりたいと思っております。

また、今回の件につきましては、20市町のそれぞれの担当課のほうでも再度書類の審査をしたりとか、全員で不正がないように対応するように努力してまいっているところでございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○園田邦広議員**

そうすると、事案の対応ということで3つお伺いしましたが、1つの不正受給の返還ということでお尋ねしたのですが、1事業者からは返還がありましたということですね。1事業者からはまだない。督促を出したということですが、この期限はいつまでになるんですか。

**○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者**

11月14日を期限としております。

**○園田邦広議員**

そうすると、それまでに納付がなかった、返還がなかったとすればどういうふうになりますか。

**○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者**

14日を期限にしておりましたので、15日に納付がないということで、相手方の弁護士のほうに連絡をさせていただいております。

なぜ相手方の弁護士かといいますと、相手方からの申し入れがございまして、連絡は弁護士を通してほしいということでございました。今のところ、先方の弁護士のほうからは今検討中であるとお答えをいただいているところでございます。

以上でございます。

**○園田邦広議員**

最後になります。2事業者に対して今後のペナルティーといいますか、そういったものはどのように考えておられますか。

**○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者**

この受領委任制度が入る前でございましたら、例えば、代理受領権というのを5年間停止させる



とかという方法がございましたが、その制度に移っておりますので、私どもにはそのペナルティーといえますか、5年間制限するという権限がございませんし、逆に県や九州厚生局のほうにも、以前の話になりますので、その権限がないので、申しわけありませんが、ある一定期間この制度を運用することができないようにするということはできません。そういう意味でのペナルティーはない状態でございます。

**○園田邦広議員**

平成30年度にその法律が変わったんですね。不正があったのは、これは平成26年から平成30年、もう一方は平成29年度から平成30年度までですよ。変わる前にこれが発生しとったんじゃないですか。

**○牧瀬稔子事務局長兼会計管理者**

当広域連合がこの受領委任制度に移行しましたのが平成31年4月からでございますので、その以前に発生しているものについて、県や九州厚生局の権限、ペナルティーといったらおかしいんですが、その権限がないということでございます。

**○横尾俊彦広域連合長**

少し補足をさせていただきたいと思います。

過去にあった事案は大変金額が大きくて許しがたいものでございましたので、即刻の対応に努め、慎重調査の上対処いたしましたところ、即金で返されて、事業所は閉鎖されたということがあります。要は調査がどこまでできるか、そして、それに伴って、法に基づいての処置がどこまでできるかが非常に大きいものと思っておりました。そういう事案がありましたので、その後、全国広域連合でもこういった事案のことについて情報を共有し、九州厚生局並びに厚生労働省本省、そして、佐賀県のほうへ係る事案がないように、今園田議員お尋ねのように、こういったことがまたあたらいけないというふうなこともありますので、厳密な調査、そして厳密な指導、そして場合によっては法人としての許認可権をやめていただくというふうなぐらいの強い指導もしていただかないと、なかなかこういう不正は根が絶ちがたいんじゃないですかということも含めた提案と要望をさせていただいております。まだそういったことに至っ

ていませんが、徐々の改善はされるものと思っています。

今回の事案は、たまたま2件でございましたけれども、わかりましたので、わかった以上は厳として対応するというところでさせていただきました。

また、議員が後半のほうで御質問と御提案がありました報道へのアピールということですけど、特にこういった事案で不正があった場合は、広域連合はきちっと対応しますよということを示すことが何よりの抑止効果になると思っておりますので、今回のことはそのことによって、一方は即対応され、返金をされ、残された一方は今、事務局長が説明ありましたように近々弁護士のほうから連絡があると思っておりますけど、早期な返還をしていただきたい。そして、それに伴って、今後不正がないようにしたらどうかにつきまして、我々も全国協議会でも話をしたりしますので、各厚生局、並びに厚生労働省、そして、各都道府県へこういったことを共有して、不正が二度とないようにぜひつくっていかなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

**○園田邦広議員**

今後、こういったことがないように、執行部の皆さん、連合長を初め、執行部の皆さんはしっかりと今後の対応策等を考えていただきたいというふうに思っております。

終わります。ありがとうございました。

**○嘉村弘和議長**

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終了いたします。

◎ 討 論

**○嘉村弘和議長**

次に、日程により、第9号から第14号、以上6件の議案に対する討論に入ります。

これまでに通告はありませんので、これをもって討論は終了します。

◎ 採 決

**○嘉村弘和議長**

これより議案の採決を行います。

まず、第9号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第9号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第10号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第10号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第11号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第14号議案は原案のとおり承認されました。

- ◎ 追加議案上程・提案理由説明・質疑  
・討論・採決

#### ○嘉村弘和議長

次に、本日追加提出されました第15号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第15号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

この際、地方自治法の規定により、前田邦幸議員の退席を求めます。

〔前田議員 退場〕

お諮りします。本議案は提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本議案は提案理由説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入りますが、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結します。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論は終結します。

これより第15号議案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第15号議案は同意することに決定しました。

前田邦幸議員の入場を許可します。

〔前田議員 入場〕

#### ◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

#### ○嘉村弘和議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎ 閉 会

○嘉村弘和議長

以上をもちまして、議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午前11時10分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 花 田 英 樹

議 会 事 務 局 副 局 長 本 告 昌 信

参 事 宮 原 信

書 記 井手野 修 万

書 記 三 好 智 喜

書 記 甲 斐 弘 律

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 嘉 村 弘 和

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長 片 渕 栄二郎

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 牟 田 勝 浩

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 前 田 邦 幸

会 議 録 作 成 者 花 田 英 樹  
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長

# 議 席 表

(令和元年11月20日)

松田議員 (鹿島市)	牟田議員 (武雄市)
---------------	---------------

15 16

前田議員 (伊万里市)	山本議員 (多久市)
----------------	---------------

17 18

中川原議員 (鳥栖市)	青木議員 (唐津市)
----------------	---------------

19 20

池田議員 (佐賀市)	嘉村議員 (佐賀市)
---------------	---------------

21 22

中山議員 (玄海町)	園田議員 (みやき町)
---------------	----------------

7 8

中山議員 (上峰町)	松石議員 (基山町)
---------------	---------------

9 10

馬場議員 (吉野ヶ里町)	宮島議員 (神埼市)
-----------------	---------------

11 12

諸上議員 (嬉野市)	市丸議員 (小城市)
---------------	---------------

13 14

--	--

坂口議員 (太良町)	溝口議員 (白石町)
---------------	---------------

1 2

片淵議員 (白石町)	三苦議員 (江北町)
---------------	---------------

3 4

武村議員 (大町町)	松尾議員 (有田町)
---------------	---------------

5 6

議席の指定	坂口 議員 (1番)
	池田 議員 (21番)
	嘉村 議員 (22番)

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

令和元年11月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	園田 邦広	一問一答	<p>後期高齢者医療費の不正受給について</p> <p>2019年10月2日の佐賀新聞で佐賀市の2鍼灸院が医療費を不正に請求し合計で、341万5,236円を受給したと報道があった。このことについて下記の3点について伺う。</p> <p>1 不正のあった時期は、一事業者は2014年3月から2018年11月まで、もう一事業者は2017年5月から2018年6月までとなっている。          広域連合が不正を把握したのはいつか、なぜ今の時期に報道されたのか。また、発覚後速やかに議会を招集し報告しなかったのか。</p> <p>2 報道では、前段で両鍼灸院ともいずれも医師の同意を得ずに施術をおこなったとある。後段では療養費申請の審査で医師の同意書とレセプト(診療報酬明細書)に記された病名が異なっていたことから不正が判明したとなっている。          医師が同意書を出していないのに、なぜ同意書があるのか。</p> <p>3 事案の対応          (1) 不正受給分の返還          (2) 被害届の提出について(佐賀市)          「被害届」の提出について、警察に相談している。          広域連合はなぜ「被害届」をださないのか。</p>